

山口県報

平成 28 年
4 月 15 日
(金曜日)

目 次

○告示	五
保安林指定の解除(下関市) (森林整備課)	一
県道路線の認定(道路整備課)	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	一
道路の位置の指定(建築指導課)	二
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	二
○公告	二
家畜商講習会の開催(ぶちうまやまぐち推進課)	二
基本測量の実施(監理課)	三
公共測量の実施の終了(監理課) (三件)	三
○選管告示	三
不在者投票のできる介護老人保健施設の指定	四
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正	四
○雑報	四
県報の正誤(平成二十八年四月一日山口県公告(二三八))	五

山口県告示第百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。



平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る保安林の所在場所

下関市豊北町大字阿川字江向一三四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

路 線 名	終 起	点 点
峰ヶ峯公園線	玖珂郡和木町大字瀬田	玖珂郡和木町大字和木

山口県告示第百十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和四十七年山口県告示第百十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

緑江地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を市道宮本緑江線西側境界線に沿って結んだ線、標柱八号と九号を結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	豊 北 町 大 字 阿 川	緑 江 向	四 五 三 五 二	一 号
〃	〃	〃	一 一 三 四 一	二 号
〃	〃	〃	四 五 三 八 一	三 号
〃	〃	〃	四 五 三 八 一	四 号
〃	〃	〃	四 五 九 八 一	五 号
〃	〃	〃	二 〇 六 〇 一	六 号
〃	〃	〃	四 五 六 八	七 号
〃	〃	〃	四 五 四 三	八 号
〃	〃	〃	四 五 三 五 三	九 号

山口県告示第百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字西豊井字大みとろ七五〇の一及び七五〇の三一から七五〇の三五まで	四・〇	四六・四	平成二八、一

山口県告示第百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

- 一 平成二十八年四月十五日
山口県知事 村岡 嗣 政
- 二 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十八年四月一日
- 三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 四 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
水谷 芳昭 下松市旗岡五丁目六番二七号
- 五 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払

(二五四) 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の対象となる者
家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所
(一) 日時 平成二十八年六月十四日（火曜日）及び同月十五日（水曜日）の午前九時から午後五時まで
(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室
- 三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四

家畜の悪癖、機能障害及び疾病

六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所地を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成二十八年五月十六日(月曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(二五五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(空中写真撮影及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

平成二十八年四月十九日から平成二十九年三月三十一日まで

(二五六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

平成二十七年十月一日から平成二十八年三月十五日まで

(二五七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

周南市大字徳山

三 作業の期間

平成二十七年十一月十九日から平成二十八年二月二十六日まで

(二五八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

- 二 作業の地域
山陽小野田市大字植生字植生山二〇
- 三 作業の期間
平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十八日まで

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
山陽小野田市大字植生字東道田
- 三 作業の期間
平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成二十八年四月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設あおぞ	周南市大字栗屋一〇二二の七六	平成二七、三、二六

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成二十七年山口県選挙管理委員会告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「介護老人保健施設あおぞ	周南市大字栗屋一〇二二の七六	〃	〃	〃
--------------	----------------	---	---	---

を削る。

正	三・ 防府市 作業の期間 平成二十七年十月一日から平成二十八年三月十五日まで 二・ 公共測量(道路台帳図データ作成) 作業の地域 一・ 作業の種類	三	ページ	下	段	一 六	行	
		誤						
正	平成二十七年八月二十九日から平成二十八年三月十四日まで	三	ページ	上	段	左 から 一	行	
		誤						

正 誤
 平成二十八年四月一日山口県公告(二三八)(公共測量の実施の終了)



平成二十八年四月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁